

# 山口県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の概要

## I 趣 旨

獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき、国が令和2年5月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」に即して、令和12年度を目標とする県計画を策定

## II 計画期間

令和3年度～令和12年度

## III 計画の概要

### 第1 獣医療を取り巻く情勢と獣医療提供体制の整備基本方針

#### 1 獣医療を取り巻く情勢

- ・ 安全な畜産物の安定供給はもとより、食品の安全性や動物の保健衛生の向上等に対する獣医師への期待が増加
- ・ 家畜伝染病発生時の防疫対応や農場HACCP等に係る指導業務等へ対応するための産業動物獣医師の確保・養成が必要

#### 2 獣医療提供体制の整備基本方針

- ・ 家畜伝染病の防疫や食品の安全性確保等に向けた産業動物分野や公務員分野における獣医療提供体制の確保
- ・ 飼育者ニーズに対応した診療技術の修得体制や保健衛生指導の充実等による小動物分野における獣医療提供体制の確保
- ・ 社会的ニーズに対応するための獣医療技術の向上と情報通信技術の活用促進

### 第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

#### 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

産業動物診療施設：30か所、小動物診療施設：122か所

#### 2 診療施設の整備に関する目標

- ・ 家畜保健衛生所は、地域の家畜衛生指導機関として、家畜伝染病の発生予察等に必要な検査機器や初動防疫資機材等を整備
- ・ 病性鑑定施設は、家畜伝染病の迅速診断等に必要な検査機器等を整備
- ・ 農業共済組合（以下、「NOSA I」という。）は、地域の家畜飼養

## 実態に応じた診療機器等の整備と診療施設間の機能分担

### 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

#### 1 計画的な取組が必要と見込まれる地域

県下全域

#### 2 地域獣医療の必要性

家畜保健衛生所やNOSA I診療施設を中枢機関とした地域獣医療の提供体制の整備が必要

### 第4 獣医師の確保に関する目標

#### 1 獣医師の確保目標

(単位 人)

	令和3年1月 現在の獣医師数	令和12年度における 獣医師の確保目標	令和12年度 推定獣医師数	令和12年度までに 確保すべき獣医師数
産業動物 臨床獣医師	46	48	26	22
山口県に勤務 する獣医師	117	117	94	23
合計	163	165	120	45

#### 2 獣医師の確保対策

- ・ インターンシップの受入や獣医系大学の訪問、獣医学生修学資金貸付事業等を活用した産業動物獣医師や公務員獣医師の確保
- ・ 他分野からの産業動物分野への就業誘導
- ・ 労働環境の改善と女性や定年獣医師が働きやすい環境整備の推進

### 第5 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

#### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

- ・ 家畜保健衛生所を地域防疫活動の拠点とした家畜防疫体制の整備
- ・ 大規模な家畜伝染病発生に対応した家畜防疫員、民間獣医師、公務員獣医師退職者等の潜在的人材の確保

#### 2 診療施設・機器の効率的利用

関係機関の連携による診療施設・機器等の効率利用の推進

#### 3 獣医療情報の提供システムの整備

関係機関による情報交換と獣医療情報提供システムの整備

#### 4 衛生検査機関との業務の連携

高度専門技術等に関する民間検査機関等との業務連携

**5 診療効率の低い地域に対する診療の提供**

診療施設間の相互補完や情報通信機器等を活用した診療方法の検討

**第6 診療上必要な技術の修得その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項**

**1 臨床研修等**

産業動物分野や公務員分野等における実践的獣医療技術や家畜衛生公衆衛生等の知識・技術の修得促進

**2 高度研修**

県獣医師会等による集団管理衛生技術等の修得促進

**3 生涯研修等**

社会的ニーズに対応した獣医療提供のための研修や、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加促進

**第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項**

**1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備**

地域獣医療の状況把握や監視指導体制の整備

**2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等**

産業動物飼育者に対する知識・技術の啓発・普及や農場H A C C P等の普及促進

**3 広報活動の充実**

獣医療の果たす役割についての県民の理解醸成

**4 取組内容の見直し**

本計画は、取組状況や達成状況を把握し、取組内容の見直しを検討